

令和8年度
観光誘客プロモーション事業補助金
募集要項

募集期間

令和8年3月2日（月）～3月19日（木）

1. 目的

本市の知名度向上や県内外における本市への誘客活動などに対し、予算の範囲内において補助金を交付し、本市の観光振興に資する公益的な事業の推進を目的とする。

2. 補助事業者要件

補助事業者は、本市に所在する観光地域づくり法人（DMO）または市内観光事業者で組織された組合で、いずれも本市で観光関連の活動実績を5年以上有していること。ただし、次の団体は対象としない。

- (1) 政治活動を目的とする団体
- (2) 宗教活動を目的とする団体は対象
- (3) 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は法令上これと同様に取り扱われている者
- (4) 代表者が法律に違反し、刑の執行（執行猶予期間中を含む。）を終えていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を構成員とする団体等
- (6) 市税の滞納がある者

3. 補助対象経費

補助対象経費は、以下に該当するものとする。

| 項目 | 補助対象経費 |
|------------|---|
| 人件費等 | 人件費、事務所経費等 |
| 観光ガイド養成費用 | 講師謝金、ガイド研修費等 |
| 観光誘客モニター経費 | モニターツアーに係る実施経費 |
| 誘客活動費 | 旅費、イベント出店料、ブース設置等に係る送料等、印刷製本費、プロモーション費等 |

4. 補助金の額

補助金の額は17,526,000円を上限とし、補助金の額に端数が生じる場合は千円未満を切り捨てるものとする。ただし、補助金の額は補助対象事業期間に応じて以下を上限とする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年2月28日までは補助対象経費の10分の9以内
- (2) 令和9年3月1日から令和9年3月31日までは補助対象経費の10分の10以内

5. 補助対象事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 交付申請

補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を、令和8年3月19日（木）17時00分までに「沖縄市役所経済文化観光スポーツ振興課」（本庁2階）へ直接又は郵送で提出すること。（郵送の場合は、令和8年3月19日（木）必着）

- (1) 補助金等交付申請書（第1号共通様式）

- (2) 事業計画書（第1号様式）
- (3) 事業予算書（第2号様式）
- (4) 申請者情報（第3号様式）
- (5) 組織の概要（様式-4）
- (6) 組織の業務実績（様式-5）
- (7) 業務実施体制（様式-6）
- (8) 主任担当者の経歴及び実績（様式-7）
- (9) 業務の実施方針等（様式-8）
- (10) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (11) 申請者（団体、組合等）の規約・会則及び役員・構成員等
- (12) 「市税」、「法人税」及び「消費税及地方消費税」の滞納のない証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

今後のスケジュールについて

| 実施期間 | 実施内容 |
|----------------------|----------------|
| 令和8年3月2日（月）～3月19日（木） | 応募書類の提出、質問書の提出 |
| 令和8年3月23日以降 | プレゼンテーション |
| 令和8年4月1日予定 | 補助事業者選定、交付決定通知 |
| 交付決定以降 | 補助事業実施 |
| 補助事業終了後 | 実績報告書の提出、審査、支払 |

※プレゼンテーションの詳細については、日程が決まり次第、応募者に直接ご連絡いたします。

7. 審査

(1) 本要項6の規定による申請書の提出があったときは、書類による審査を行うとともに、複数の申請があったときは、観光振興補助事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行うものとする。

(2) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

| 評価項目 | |
|-------|-------|
| 組織能力 | 組織信頼度 |
| | 活動実績 |
| | 実施体制 |
| | 地理的条件 |
| 担当者能力 | 活動実績 |
| | 地域精通度 |

| | |
|----------|--------------|
| 業務の実施方針等 | 業務の目的・内容の理解 |
| | 課題等の対応方針の妥当性 |
| | 実施工程・フローの妥当性 |

8. 交付決定の通知

- (1) 市長は、本要項 7 の審査により補助金の交付が適当と認めた観光団体等に対し、補助金等交付決定通知書（第 2 号共通様式）により通知する。
- (2) 補助金の交付を行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

9. 事業の変更

- (1) 本要項 8 の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、事前に協議をした上で、補助事業等変更等承認申請書（第 3 号共通様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 前号の変更等の申請に添付する書類は、交付申請と同様とする。ただし、変更が生じない書類は所管課長の許可を得て提出を省略することができる。

10. 実績報告

- (1) 補助事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して 30 日以内、又は交付を受けた会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
 - ① 補助事業等実績報告書（第 8 号共通様式）
 - ② 事業報告書（様式第 4 号）
 - ③ 事業決算書（様式第 5 号）
 - ④ その他市長が必要と認める書類
- (2) 交付対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

11. 補助金等の確定

実績報告の内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助金等交付確定通知書（第 9 号共通様式）により通知する。

ただし、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助金等返還請求書（第 14 号共通様式）を観光団体長に通知し、返還を命ずる。

12. 概算払等

- (1) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金等概算払等申請書（第

6号共通様式)により市長に概算払を求めることができる。ただし、原則として交付決定額の過半を超えて概算払とすることはできない。

①補助事業の既成部分に関する実績報告(本要項11に準ずる)を行い、補助事業の一部について実施済みであると市長が認める場合

②当該事業等の円滑な運営に支障が生じると市長が認める場合

(2)市長は、前項の申請を審査し、概算払の必要があると認めた場合は、補助金等概算払等決定通知書(共通要綱 第7号共通様式)により通知する。

(3)補助金等の概算払等を認めないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

(4)第1項の規定により既に支払を受けた概算払費が本要項13.の確定額を超えるときはその超える金額について返還するものとする。

13. 補助金等の請求

補助事業者は、補助金額の確定又は概算払等の決定通知の写しを添えて、交付を受けた会計年度の3月31日までに補助金等交付請求書(第10号共通様式)により補助金を請求しなければならない。

14. 補助金の手続

補助事業者は、交付対象事業に要する手続については、沖縄市補助金等交付規則に定めるもののほか、観光振興補助金交付要綱によるものとする。

15. 問い合わせ先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 経済文化部 観光スポーツ振興課 観光政策係(本庁2階)

担 当 : 宮城、島田

T E L : 098-939-1212 (内線3290)

E-mail : a52kseisaku@city.okinawa.lg.jp